

議案第29号

筑西市総合福祉センター条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和8年2月25日

筑西市長 設 楽 詠美子

筑西市条例第 号

筑西市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

筑西市総合福祉センター条例（平成17年条例第204号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「市長」を「指定管理者」に改める。

別表第1項第2号の表中「談話室及び浴室」を「談話室」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。